

いじめの防止

広島県教育委員会では、いじめの問題の克服に向け、「広島県いじめ防止基本方針」を定め、次のような基本的な考え方を示しています。

- いじめの未然防止**
児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図ります。
- 児童生徒の主体的な活動の支援**
児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童生徒の主体的な活動を支援します。
- いじめの早期発見・早期対応**
いじめられている児童生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。
- いじめへの組織的な対応**
特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有します。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応します。
- 学校、家庭及び地域の連携**
学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てます。

教育相談窓口

- ◆24時間子供SOSダイヤル(全国)
☎0120-0-78310
- ◆いじめダイヤル24(広島県)
☎082-420-1313
月～金曜日 午前9時～午後5時
- ◆心のふれあい相談室(広島県)
☎082-428-7110
月～金曜日 午前9時～午後4時
- ◆こころの相談室(広島県)
☎084-925-3040
火曜日・水曜日 午前10時～午後5時

いじめや心の悩みについて
ひとりで悩まないでいつでも
相談してくださいね。

ヒューマンフェスタひろしま2022において、安心して過ごせる学校づくりの取組を発信します！

「よりよい人間関係を目指して — 安心できる学校生活の実現 —」

【発信期間】令和4年12月1日(木)～12月31日(土)

【実践校】吉田高等学校・向原高等学校・安芸府中高等学校・尾道特別支援学校



新設 DV男性相談窓口

あなたがパートナーからの暴力の被害を受けているとき
あなたがパートナーに対し、暴力をふるってしまったとき

相談できる**男性専用のDV相談窓口**があります。

毎月 第2・第4月曜日 午後7時～午後9時

☎080-7129-4971

【対象】広島県内にお住いのDVに悩む男性
【料金】相談料無料(電話代はかかります。)



肝炎患者等の人権尊重のためにできること

国内の感染者がおおよそ200万人と推計される肝炎。差別や偏見で苦しんでいる人も少なくありません。普段の生活の中でB型・C型肝炎ウイルスに感染することはほとんどありません。

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、偏見や差別をなくしましょう。

広島県 肝炎について学んでみましょう で

肝炎についてクイズ形式で学んでいただけます。



なくそう、戸籍謄本等の不正取得

登録型本人通知制度(県内の市町取組)

この制度は、戸籍謄本や、住民票の写しなどの不正取得によって、身元調査などが行われ、個人の人権が侵害されることや振り込め詐欺などの犯罪に悪用されることを防止・抑止するために、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。



- 制度を実施している県内の市町とお問い合わせ先 登録を希望する人は、住民票または戸籍がある(過去にあった場合を含む)市町に事前に登録する必要があります。
- ◆竹原市 市民課 ☎0846-22-7734 ◆府中市 市民課 ☎0847-43-7127 ◆安芸太田町 住民課 ☎0826-28-2116
 - ◆三原市 市民課 ☎0848-67-6175 ◆三次市 市民課 ☎0824-62-6138 ◆北広島町 町民課 ☎050-5812-1854
 - ◆尾道市 市民課 ☎0848-38-9150 ◆東広島市 市民課 ☎082-420-0925 ◆世羅町 町民課 ☎0847-22-5302
 - ◆福山市 市民課 ☎084-928-1058 ◆安芸高田市 総合窓口課 ☎0826-42-5616 ◆神石高原町 住民課 ☎0847-89-3334
 - ◆大崎上島町 住民課 ☎0846-65-3113 大崎上島町は、令和2年8月1日より本人通知制度の事前登録が不要になりました。

令和4年9月1日現在



わたらしい生き方応援課 ☎082-513-2734

法務省委託事業

令和4年(2022年) 広島県人権だより



すべての人に、 生きる場所がある

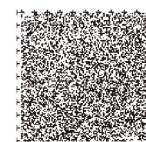
～違いを認め合い、尊重し合う社会に～

令和4年度 法務省人権啓発活動強調事項

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別(同和問題)を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

協力/サンフレッチェ広島
サンフレッチェ広島レジーナ
(左から)
中嶋 淑乃選手・藤井 智也選手
左山 桃子選手・満田 誠選手

下記は音声コードです
目の不自由な方への情報提供
を目的としています。



●発達障害と養育ストレス

発達障害とは、自閉症(自閉スペクトラム症)、ADHD(注意欠如多動症)、学習障害(限局性学習症)などを中心とした生まれ持った脳機能の発達の障害です。発達障害はその障害が一見わかりにくく、行動面や学習の困難性が発達の早期からみられます。またその子育てを担う親の養育ストレスも大きいとされています。発達障害の支援のための機関は増えてきていますが、地域での相談をためらっている親御さんも少なくありません。

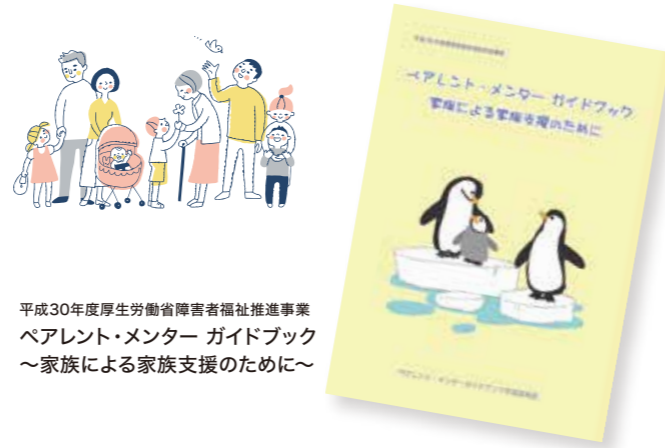
●ペアレント・メンターとは

発達障害に限らず発達に遅れや偏りのある子どもの親にとって、様々な悩みを先輩の親に相談できることは、高いニーズがあることが示されています。ペアレント・メンター活動とは、発達障害のある子どもの親による親のための支援活動のことです。ペアレント・メンター活動は、2010年に厚生労働省の発達障害のある子どもの家族支援としての重点施策に取り上げられ、今日まで続けられています。メンターの相談は、専門機関で受ける相談のハードルの高さや比べ、同じ立場の親とお茶やお菓子を食べながらリラックスして話すことができ、当事者同士ならではの理解や共感が得られやすいという特徴があります。また、インターネットにはない地域の子育てに関する情報やメンターの子育ての体験を聞くこともできます。メンターと地域で繋がることで孤独感に陥りやすい子育てを前向きなものにしていくことができます。メンターの活動には発達障害に関する啓発活動もあります。それは地域のPTAや商工会などの団体のニーズに応じて、発達障害の特性の正しい理解について学んでもらうためのプログラムを提供しています。

●広島県でのペアレント・メンター活動

2018年の全国調査の時点で約1,700名のメンターが養成されています。メンターは発達障害のある子どもの親であれば誰でもなれるわけではありません。メンターは相談に関する基礎技術や倫理に関する研修を受

け、倫理的なガイドラインを守って活動しています。広島でも平成28年度から日本自閉症協会による研修会が開始され、広島県として平成29年度からペアレント・メンター養成研修が始まり、翌30年度から活動を開始されました。広島県でのペアレント・メンターに関する情報は広島県発達障害者支援センターにお問い合わせください。国は現在メンター活動を区市町村に移行するよう都道府県に働きかけています。このため今まで以上に区市町村の行政職員や一般の方にメンター活動をより多く知ってもらふ必要性があります。日本ペアレント・メンター研究会では、一般の方に向けたメンター活動に関するガイドブックを作成していますので、ぜひ活用ください(<https://parentmentor.jp/post2138>)。



平成30年度厚生労働省障害者福祉推進事業
ペアレント・メンターガイドブック
～家族による家族支援のために～



鳥取大学大学院医学系研究科
臨床心理学講座 教授
井上 雅彦

1992年、筑波大学大学院博士課程心身障害学
中退。1992年、兵庫教育大学学校教育学部
障害児教育実践センター助手。1999年、
同大学 発達心理臨床研究センター助教授。
2005年 同大学 大学院学校教育研究科 臨床・
健康教育系 准教授。2008年より現職。

●インターネット上での様々な人権侵害

インターネットは、子どもから大人まで、誰もが使う道具になりました。この利用者の拡大に伴って、ネット上でのトラブルや事件、犯罪も多く発生するようになってきています。人権侵害もトラブルのひとつです。

ネット上で発生している人権侵害の形は様々です。それらは名誉毀損、侮辱、信用毀損、脅迫、さらし(プライバシー侵害)、ネットいじめ、児童ポルノ、ハラスメント、差別などに分けられます。この中の差別については、多くの人が被害者になっています。

日本には、同和問題(部落差別)が存在しています。外国人は、ヘイトスピーチという被害を受けています。障害者、生活困難者、女性も、いわれのない言葉をネット上で投げつけられています。他にも差別の被害を受けている人は、HIV感染者やハンセン病患者、性的少数者(いわゆるLGBT)、少数民族、犯罪被害者など様々です。こうして考えると、差別偏見の被害を受けているのは、一部の限られた分野の人だけではないことがわかります。そして、ここ数年は新型コロナウイルス感染症にまつわる差別、いわゆるコロナ差別も多く発生しているのです。

●新型コロナウイルス感染症にまつわる差別

「あの総菜店にコロナ感染者が立ち寄ったらしい」。インターネットはデマやうわさを広めます。誤情報であったにも関わらず、このうわさがあつという間に広まりました。被害にあったのは、ある総菜店です。弁当の予約をキャンセルされるという風評被害にあいました。

戦うべき相手はウイルスであるにも関わらず、ネットで広まったうわさをもとに人が人を差別するのです。本人だけでなく、家族の名前や家族の勤務先までもがさらされることもあります。そして、コロナ差別が行われるのです。

コロナ差別の根底には、感染者に対する無意識の差別意識、すなわちアンコンシャス・バイアスが存在しています。実は、アンコンシャス・バイアスが引き起こす差別は、コロナ差別だけではなく、部落差別やヘイトスピーチ、障害者差別、女性蔑視、性的指向・性自認に対する差別も、私たちが差別意識に基づいて人為的に作り上げた差別です。私たちの心の中にあるアンコンシャス・バイアスを意識的になくしたいものです。

●インターネットのデマが差別を助長する

大きな災害、事件、事故があると、必ずデマが流れます。2011年3月の東日本大震災の際には、千葉の石油コンビナートで大規模火災が発生しました。モクモクと立ち上る黒煙がニュース映像で流れると、間もなく「有害物質を含んだ雨が降る」というデマがネットを駆け巡りました。社会不安のあるところにデマが生まれるのです。

ネット上でデマが拡散するのには訳があります。デマは通常の情報よりもリツイート率が高いという特性があるのです。米マサチューセッツ工科大学の研究チームが2018年3月にサイエンスに発表した分析結果によると、「うそ」がリツイートされる確率は「事実」よりも70%高いとしています。話題性の高いうわさほど広まるということがよくわかります。

ネット上の情報は玉石混交です。有益な情報もあれば、誤情報もたくさんあります。ネット上で目にした情報が真実なのか虚偽なのか不明であることも多いです。そんなとき、安易に他の人に知らせるべきではありません。公式の情報で確かめることが必要です。また「他の人たちが言っているから」は、真実の情報であることを保障しません。ネット上ではウソが簡単に拡散するからです。その拡散したウソを見ているのかもしれない。

「流言は智者に止まる」という言葉があります。知恵のある者は、根拠のない噂やデマを他人に話さない、という意味です。ネット上の差別を助長する情報は、ぜひ自分のところで止めてください。その心ある行為が差別の拡散にブレーキをかけることになるのです。



株式会社情報文化総合研究所
代表取締役
佐藤 佳弘

東北大学卒業後、富士通(株)に入社。その後、東京都立高等学校教諭、(株)NTTデータを経て、現在は株式会社情報文化総合研究所代表取締役、武蔵野大学名誉教授等を務める。

エソール広島によるLGBT電話相談



エソール広島(公益財団法人 広島県男女共同参画財団)では、専門の相談員が相談をお受けします。自分の性的指向や性自認の悩み。生きづらさや対人関係の悩み。ご家族、パートナー、支援者からの相談もお受けします。

相談受付 ☎082-207-3130 ※相談無料。相談は匿名で、秘密は厳守します。 開設時間 毎週土曜日(祝日休) 10時～16時

法務局・人権擁護委員による電話相談

これは『人権問題』では?と感じたり、
偏見や差別、いじめ等に思い悩んでいたら…

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、コロナ差別など、一人で悩まず、気軽にご相談ください。秘密は守ります。

その投稿、大丈夫ですか?



インターネット人権相談受付窓口(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

法務省インターネット人権相談窓口 検索 <https://www.jinken.go.jp/>



みんなの人権110番
(全国共通 人権相談ダイヤル)
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん
0570-003-110

子どもの人権110番
(全国共通・通話料無料)
フリーダイヤル ゼルゼルななのひやくとおぼん
0120-007-110

女性の人権ホットライン
(全国共通)
ゼロナゼロのハートライン
0570-070-810

外国人権相談ダイヤル(全国共通)
Foreign-language Human Rights Hotline
0570-090-911